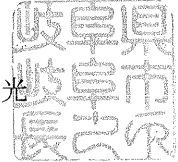


岐阜市福障第1182号

平成25年1月18日

障害福祉サービス事業者 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により改正されました障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第80条第3項において、市（中核市）は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号。以下「条例」という。）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照

別表によることとします。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知等の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第4条）

この規定の趣旨は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と障害福祉サービス事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を設置する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがいまして、貴事業所において該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第8条第10号及び第11号、第37条第12号及び第13号）

第8条第10号及び第11号等に、本市独自の基準として、運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き」及び「苦情解決のための措置に関する事項」を盛り込むことを規定します。この規定の趣旨は、運営規程が、障害福祉サービス利用時の条件や留意事項等を、当該事業所の利用希望者等に対して予め示すもので、事業所の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮し、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがって、貴事業所の運営規程において、別の条に規定する苦情解決（第31条）や身体拘束等の禁止（第29条）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 非常災害対策（第9条第3項）

第9条第3項に本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。この規定の趣旨は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と障害福祉サービス事業者が協働することにより岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

3 条例の解釈として準用する国の通知等

- ・厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第540号）
- ・厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第542号）
- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第544号）
- ・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第553号）
- ・就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（平成18年10月2日付け障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

なお、以上の通知等のほか、国から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き障害福祉サービス事業者に対する指導及び監督の基準としますのでご注意くださいようお願い致します。

別表 岐阜市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と省令の対照

条例	省令	独自基準※を規定するもの
第1条 (趣旨)	—	
第2条 (定義)	第2条	
第3条 (障害福祉サービス事業者の一般原則)	第3条	
第4条 (暴力団の排除)	—	○
第5条 (基本方針)	第4条	
第6条 (構造設備)	第5条	
第7条 (管理者の資格要件)	第6条	
第8条 (運営規程)	第7条	○(第10号・第11号)
第9条 (非常災害対策)	第8条	○(第3項)
第10条 (記録の整備)	第9条	
第11条 (規模)	第10条	
第12条 (設備の基準)	第11条	
第13条 (職員の配置の基準)	第12条	
第14条 (心身の状況等の把握)	第13条	
第15条 (障害福祉サービス事業者等との連携等)	第14条	
第16条 (療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	第15条	
第17条 (療養介護の取扱方針)	第16条	
第18条 (療養介護計画の作成等)	第17条	
第19条 (サービス管理責任者の責務)	第18条	
第20条 (相談及び援助)	第19条	
第21条 (機能訓練)	第20条	
第22条 (看護及び医学的管理の下における介護)	第21条	
第23条 (その他のサービスの提供)	第22条	
第24条 (緊急時等の対応)	第23条	
第25条 (管理者の責務)	第24条	
第26条 (勤務体制の確保等)	第25条	
第27条 (定員の遵守)	第26条	
第28条 (衛生管理等)	第27条	
第29条 (身体拘束等の禁止)	第28条	
第30条 (秘密保持等)	第29条	
第31条 (苦情解決)	第30条	
第32条 (地域との連携等)	第31条	
第33条 (事故発生時の対応)	第32条	
第34条 (基本方針)	第33条	
第35条 (構造設備)	第34条	
第36条 (管理者の資格要件)	第35条	
第37条 (運営規程)	第36条	○(第12号・第13号)
第38条 (規模)	第37条	
第39条 (設備の基準)	第38条	
第40条 (職員の配置の基準)	第39条	
第41条 (従たる事業所を設置する場合における特例)	第40条	
第42条 (サービス提供困難時の対応)	第41条	
第43条 (介護)	第42条	
第44条 (生産活動)	第43条	

第45条 (工賃の支払)	第44条	
第46条 (食事)	第45条	
第47条 (健康管理)	第46条	
第48条 (緊急時等の対応)	第47条	
第49条 (衛生管理等)	第48条	
第50条 (協力医療機関)	第49条	
第51条 (準用)	第50条	
第52条 (基本方針)	第51条	
第53条 (職員の配置の基準)	第52条	
第54条 (訓練)	第53条	
第55条 (地域生活への移行のための支援)	第54条	
第56条 (準用)	第55条	
第57条 (基本方針)	第56条	
第58条 (規模)	第57条	
第59条 (設備の基準)	第58条	
第60条 (職員の配置の基準)	第59条	
第61条 (準用)	第61条	
第62条 (基本方針)	第62条	
第63条 (認定就労移行支援事業所の設備)	第63条	
第64条 (職員の配置の基準)	第64条	
第65条 (認定就労移行支援事業所の職員の員数)	第65条	
第66条 (実習の実施)	第66条	
第67条 (求職活動の支援等の実施)	第67条	
第68条 (職場への定着のための支援の実施)	第68条	
第69条 (就職状況の報告)	第69条	
第70条 (準用)	第70条	
第71条 (基本方針)	第71条	
第72条 (管理者の資格要件)	第72条	
第73条 (規模)	第73条	
第74条 (設備の基準)	第74条	
第75条 (職員の配置の基準)	第75条	
第76条 (従たる事業所を設置する場合における特例)	第76条	
第77条 (実施主体)	第77条	
第78条 (雇用契約の締結等)	第78条	
第79条 (就労)	第79条	
第80条 (賃金及び工賃)	第80条	
第81条 (実習の実施)	第81条	
第82条 (求職活動の支援等の実施)	第82条	
第83条 (職場への定着のための支援等の実施)	第83条	
第84条 (利用者及び職員以外の者の雇用)	第84条	
第85条 (準用)	第85条	
第86条 (基本方針)	第86条	
第87条 (工賃の支払等)	第87条	
第88条 (準用)	第88条	
第89条 (規模に関する特例)	第89条	
第90条 (職員の員数等の特例)	第90条	
第91条 (設備の特例)	第91条	
第92条 (委任)	—	

※「独自基準」とは、省令には規定されてない基準又は省令とは異なる基準を本市が独自に定めたもの